

公告第2025-01号

令和7年9月1日

被保険者各位

メルカリ健康保険組合
理事長職務執行者
山内 正太郎



メルカリ健康保険組合の設立認可及び組合規約について

メルカリ健康保険組合の設立について、厚生労働大臣に対して認可申請書を提出しておりましたが、このたび令和7年7月11日付けをもって認可され、9月1日設立となりましたのでお知らせいたします。

あわせて、健康保険法施行令第3条の規定により、当健康保険組合の規約を制定いたしましたので、公告いたします。

なお、規約に関するお問い合わせは、健康保険組合事務局へお願い致します。

以上